

2014年9月25日 全10頁

法律・制度のミニ知識

# 民法改正要綱仮案のポイント

民法の債権関係部分の改正の方向性が明らかに！

金融調査部 主任研究員  
堀内勇世

## [要約]

- 2014年（平成26年）8月26日に法務省の法制審議会民法（債権関係）部会において「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」が決定され、9月8日に法務省のウェブサイトに掲載された。
- このレポートでは、この要綱仮案につき、消滅時効、法定利率、保証債務、債権譲渡、売上の追完義務、「瑕疵」という用語、消費貸借、賃貸借、請負、委任を取り上げた。
- 今後、2015年（平成27年）の通常国会への法案提出を目指して、保留とされた約款に関する部分を含めて、更なる検討が行われる。

## 1. 要綱仮案の決定

2014年（平成26年）8月26日に法務省の法制審議会民法（債権関係）部会第96回会議が開かれ、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（以下、要綱仮案）が決定されました。新聞報道などでは、民法改正要綱の「原案」などと表記されていたものです。

その要綱仮案は、9月8日に法務省のウェブサイトに掲載されました<sup>(注1)</sup><sup>(注2)</sup>。

(注1) 法務省の以下のウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900227.html>

(注2) この要綱仮案については、パブリック・コメント手続（意見公募手続）はとられていませんが、それとは別に、意見等がある場合に郵便などで送るべき先が記載されています。

前記の第96回会議で提示された要綱仮案の案<sup>(注3)</sup>から、修正されています。法務省のウェブサイトによると、約款に関する部分<sup>(注4)</sup>は保留とし、引き続き検討するとされました。また、それ以外の部分も必要に応じて微修正されたようです。

(注3) 法務省の以下のウェブサイトをご参照下さい。第96回会議に提出された要綱仮案の案とは、「部会資料83-1 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案（案）」と表示された資料のことです。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900226.html>

(注4) 第96回会議に提出された要綱仮案の案の46～47ページに掲載されている「第28 定型約款」の部分のことです。

## 2. 要綱仮案を眺めて～総論

### 【債権に関する部分の改正】

要綱仮案で示されたのは、民法の中の、債権に関する部分についての改正の方向性です。民法には債権に関する部分以外にも、法定相続分などを定める相続に関する部分なども含まれています。相続に関する部分も法務省の相続法制検討ワーキングチームで検討されています<sup>(注5)</sup>が、その部分は含まれていません。以下、このレポートでは、民法といった場合には、主に債権に関する部分に焦点を当てて話を進めます。

(注5) 以下のレポートをご参照下さい。

- ・「相続法制、見直し中」（堀内勇世、2014年5月21日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140521\\_008551.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140521_008551.html)

### 【民法は身近】

民法が改正されそうだといわれても、ピンとこない方も多いのではないのでしょうか。それは民法が身近すぎて、普段気にすることがないからかもしれません。単に買い物をした場合にも、民法が関わっている<sup>(注6)</sup>のですが、トラブルが起きて裁判などでもなければ、「民法」などという用語すら耳にしなないかもしれません。

(注6) 以下のコラムもご参照下さい。

- ・「知っていますか？ 民法」（堀内勇世、2013年9月18日）

[http://www.dir.co.jp/library/column/20130918\\_007689.html](http://www.dir.co.jp/library/column/20130918_007689.html)

また、例えば、複雑な契約をする場合、契約書を作る場合があります。その契約書には民法や他の法令などを踏まえて、その内容をも取り込んで作成されていることもあります。その場合にも契約書には民法がどうだからなどとは通常書かれていません。しかも、民法の規定の中

には、当事者間の同意があれば、そこに定めていることと異なる内容の契約などもできるとされるものもあり（民法 91 条参照）、契約書に民法の規定と異なることが書かれている場合があります（また別の法律で民法の規定が変更されているために、契約書に民法の規定と異なることが書かれている場合もあります）。これらのことなどもあって、契約書では契約内容がそうなっていると意識しても、民法がどう関わっているかは意識しないのが普通でしょう。

民法は、日常生活の基礎的な部分に関わりを持ち、我々に身近な存在なのですが、その姿を見ることがなかなかありません。そのような民法が改正される場合、その影響などを具体的に想像しにくい面もあり、世間の関心も高まりにくいかもしれません。

### 【わかりやすく】

要綱仮案を見ると、（少なくとも現行の民法の条文と比べると）わかりやすくなるという印象です。要綱仮案がそのまま条文になるわけではないと思いますが、条文を意識した書きぶりになっているように思われます。この方向で改正されることになれば、（あくまで法律であるのでとっつきにくい面は残ってしまうかもしれませんが、）現在と比べれば、ずいぶんと分かりやすくなるのではないのでしょうか。

今回の民法改正にあたっては、わかりやすくしたいという思いがあるようです。

現行の民法は条文だけを読んでもさっぱりわからないとも言われます。判例や学説の解釈論によって補われる部分がずいぶんあるからです。今回の改正では、固まった解釈論と考えられたものは、条文に取り込むようなことも行われています。

また、難しい用語を平易な言葉に置き換えるということも行われています。

### 【中間試案と比べて】

法務省の法制審議会民法（債権関係）部会では、2013 年（平成 25 年）2 月 26 日に、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下、「中間試案」という）を決定<sup>（注 7）</sup>し、パブリック・コメント手続が実施されました。中間試案と集まった意見などを基に検討され、今回の要綱仮案の形にまとめられたと言えます。

（注 7）法務省の以下のウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900184.html>

中間試案では、専門家や実務家を含めた世間一般がどのように考えるか探ろうとした側面もあるかと思います。それゆえに一つの論点につき幾つかの案を掲げたり、大胆な案が掲げられたりしていたように思われます。

その中間試案に対する印象と比べれば、今回の要綱仮案は穏やかな改正だとの印象を受けません。

中間試案に比べ要綱仮案が穏やかな改正となったのには、現行の民法が判例や学説の解釈論を含めて考えればうまく動いており、慌てて大改正するほどの問題があるとは思えないという意見があったことも影響しているのではないのでしょうか。この意見も、当然、問題があり早く改正すべきとの認識がまとまった点については、すぐに改正することに反対していないと思います。この意見の背景には、民法は日常生活の基礎的な部分に関わりを持っているだけに、すぐに改正する必要がない点まで慌てて改正してしまうと、予期せぬ影響、トラブル、面倒などが生じてしまわないかとの危惧があるのではないかと思います。

## 【さりとて】

中間試案と比べて、要綱仮案は穏やかな改正だとの印象を受けると述べましたが、さりとて大きな改正です。要綱仮案を眺めるだけでも、変わるなど感じる点があります。

以下では気づいた点を簡単に掲げていきたいと思います。また影響については論者によって少々異なる評価があるようですが、新聞報道などで見かけた意見や筆者の考えなどを参考までに掲げておきたいと思います。また、筆者が疑問に思った点も掲げておきたいと思います。

## 3. 要綱仮案を眺めて～各論

### (1) 消滅時効（要綱仮案 6～9 ページ）

債権の消滅時効について、大きな変更が予定されています。消滅時効とは、一定の時間（以下、時効期間）の経過によって債権などの財産権が消滅する制度のことです。例えば、時効期間が経過すると貸したお金を返してくれと言えなくなるという制度とでもイメージすれば、わかりやすいでしょう。

消滅時効の変更の中でも一番注目されている点は、時効期間です。

要綱仮案では、時効期間は、原則として債権者が「権利行使できると知った時から 5 年」もしくは「権利行使できる時から 10 年」のいずれか早い方とされました。現行の民法では「権利行使できる時から 10 年」とされている（民法 166 条、167 条参照）ことから、大きな変更と言えるでしょう。

現行の民法では飲食代の時効期間は 1 年などとする短期消滅時効と呼ばれるものが定められています（民法 170 条～174 条参照）が、要綱仮案ではこれが廃止され、要綱仮案の定める原則、つまり時効期間は債権者が「権利行使できると知った時から 5 年」もしくは「権利行使できる時から 10 年」のいずれか早い方とする原則を適用する方針です。

ただし、生命・身体への侵害による損害賠償請求権の時効期間は、この原則に対して特例が定

められ、「権利行使できる時から」の要件については、10年ではなく20年とすることを掲げています<sup>(注8)</sup>。

(注8) 交通事故などの不法行為による損害賠償請求権も、生命・身体の侵害による損害賠償請求権であれば、時効期間が変更されます。現行の民法では、生命・身体の侵害の場合であっても「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年」もしくは「不法行為の時から20年」のいずれか早い方とされています(民法724条参照)が、要綱仮案では、前者の要件については「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から5年」とすることとしています。

なお、現行の民法では一般に、「不法行為の時から20年」(民法724条参照)は、消滅時効に似ているが少々異なる除斥期間と言われていますが、そのような考え方は維持されるのでしょうか。この点については要綱仮案では明確ではありません。

また、現行の商法には、時効期間を一定の場合には「権利行使できる時から5年」とする商事消滅時効と呼ばれる特例が定められていますが、要綱仮案ではこの特例を廃止することとしています。

消滅時効の時効期間についてはこのように変わるので、企業で債権を管理する場合などは、この変更を考慮しておかねばなりません。

## (2) 法定利率 (要綱仮案 10~11 ページ)

金銭債務の不履行の場合における損害賠償の遅延損害金を算定する場合などに使われることがある法定利率は、現行の民法では年5%の固定制となっています(民法404条参照)。要綱仮案では、改正後の当初の法定利率を年3%とした上で、3年ごとに見直す変動制に変更する方針が示されています。なお、現行の商法には一定の場合に適用される商事法定利率(年6%の固定制)という特例が定められていますが、要綱仮案ではこれを廃止することとしています。

この法定利率の変更に伴い注目を集めているのが、「中間利息控除」です。交通事故などの不法行為等があったときに、被害者側の将来において取得すべき利益に対する損害賠償の額を定めるにあたり、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除することがありますが、その控除のことです。この中間利息控除にあたって、民法の定める法定利率が使われることがあります(現在は判例に基づき行われていますが、要綱仮案では中間利息控除に原則として民法の定める法定利率が使われることを条文に明記するとしています)。

この低金利時代に年5%の法定利率を使って中間利息控除が行われると、受け取れる損害賠償の金額は低くなりすぎではないかとの意見があったところです。今回の見直しが行われると、

現在のような低金利時代には受け取れる金額が増加すると見られています。これに伴い損害保険会社が支払う金額（保険金）が増えることも予想され、保険料の値上げなどが必要か否かなどの検討が必要になるのではないかとの指摘もあるようです。

### (3) 保証債務（要綱仮案 24～30 ページ）

いわゆる保証について要綱仮案で示された変更点の中でも注目を集めているのは、個人が保証人になる保証に関する変更でしょう。

要綱仮案では、「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約（仮称）」という。）」については、極度額（責任〔保証する金額〕の上限）を定めなければならないとしています<sup>（注9）</sup>。なおここでいう、法人でないものとは、個人（自然人）と置き換えてよいでしょう。

（注9）身元保証（もしくはその一部）は、いわゆる根保証の一種であると整理して論じられることもあるようです（例えば、内田貴「民法Ⅲ 第3版」〔東京大学出版社〕の360～361ページ参照）。

ところで要綱仮案の「個人根保証契約（仮称）」の中に、個人が保証人となる身元保証（もしくはその一部）は入るのでしょうか。入るとすれば、極度額を定める必要がでてくるのでしょうか。この点については要綱仮案では明確ではありません。

また個人が保証人となる場合については、要綱仮案では次のような保護の方策もとられます。事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約については、契約締結に先立ち、契約締結「前」1ヶ月以内に作成された公正証書をもって、保証人となるという意思表示を明らかにしていなければならないとしています。公正証書を作成するというひと手間を加え、安易な気持ちで保証人にならないようにしようとしたものだと言われています。なお、主たる債務者（保証をする債務の債務者のことです。会社などの法人である場合もあります。）と一定の関係にある場合は例外とされています。この例外は中小企業の資金調達の便なども考慮されたと考えられます。この公正証書作成の要件を加える一方で例外を認めるという要綱仮案の方針に対しては、個人である保証人の保護には不十分なのではないかという意見も新聞報道などでは見られました。

### (4) 債権譲渡（要綱仮案 30～33 ページ）

債権譲渡については、中間試案では、債権の譲受人が第三者に対して譲受けたことを主張、

対抗するための民法上の要件を変更して、金銭債権については債務者への通知もしくは債務者の承諾から、登記へと変更することも一つの案として書かれていましたが、それはなくなりました。そのようなこともあり、解釈論などで固まっていると考えられる事項が書き込まれているようには感じますが、大きな変更はないのではないかとの印象を受けます。

ただし、譲渡の対象となる債権の元々の債務者と債権者の間で債権譲渡禁止特約をつけた場合について、現行よりも要綱仮案の方がその効力が少し弱くなり、債権譲渡による資金調達がしやすくなるとの意見もあるようです。

## (5) 売主の追完義務（要綱仮案 47 ページ）

特定物（例えば、中古車）の売買などで、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき、現行の民法では、修理を要求できると明確に書いた条文がないとされていますが、要綱仮案では明確な条文を置くことにしています。

## (6) 「瑕疵」という用語（要綱仮案 47～49 ページなど参照）

現行の民法では「瑕疵」という用語が使われています（民法 570 条、590 条、635 条など参照）。これはあえて他の言葉に言い換えるとするれば、欠陥ということになるかと思えます。要綱仮案ではよくわからないのですが、「瑕疵」という用語は、適宜、わかりやすい言葉（少々長い言葉）に置き換えるなどして、使用しない方針ではないかと思われます。わかりやすい民法を目指していることに合わせた措置ではないかと思われます。

今後、民法の条文上に、「瑕疵」という用語が使用されなくなるのかわかりませんが、もし使用されなくなるとすると、契約書などで民法の規定を基に「瑕疵」という用語を使用している場合、そのまま使うかなども検討項目になるかもしれません<sup>(注10)</sup><sup>(注11)</sup>。

（注 10）現段階では、契約書の「瑕疵」という用語を修正するかについては、いろいろな考え方があると思われます。例えば、わかりやすくするなら直した方がよいという考え方もあるかもしれません。また、解釈論などにおいては「瑕疵」という用語は今後も使われる可能性はあり、もしかしたら条文の見出しに残る可能性もあるのではないかと思われ、急いで修正する必要まではないとの考え方もあるかもしれません。

（注 11）「瑕疵」という用語は、民法以外でも使われています。例えば、消費者契約法 8 条、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律 3 条、住宅の品質確保の促進等に関する法律 94 条、特定住宅瑕疵

担保責任の履行の確保等に関する法律 1 条などです。他の法律で使われている「瑕疵」という用語は残るのでしょうか。この点については要綱仮案では明確ではありません。

## (7) 消費貸借（要綱仮案 50～51 ページ）

消費貸借の具体例は、お金の貸し借りです。現行の民法 587 条が定める「消費貸借」は、お金の貸し借りを例にしますと、貸主が借主にお金を実際に渡して初めて成立する形式のものだけを定めています。ただし、実際上の必要性もあり、貸し借りするという合意だけで成立する諾成的な消費貸借も判例などで認められています。

要綱仮案では、現行の民法 587 条が定める「消費貸借」に加えて、諾成的な消費貸借についても条文に明記することとしています。ただし、その明記される諾成的な消費貸借は、軽率な合意を防ぐため、書面（もしくは電磁的記録）によって合意がなされることが必要とされるようです<sup>(注 12)</sup>。

(注 12) お金の貸し借りを例にしますと、要綱仮案は、書面（もしくは電磁的記録）によって合意するものだけを条文に明記するようです。それでは、口約束だけでお金の貸し借りの合意をするものはどうなるのでしょうか。この点については要綱仮案では明確ではありません。

## (8) 賃貸借（要綱仮案 51～55 ページ）

現行の民法 604 条では賃貸借の存続期間は 20 年以内とされていますが、要綱仮案ではこれを 50 年以内としています。なお、他の法律などに特例がある場合<sup>(注 13)</sup>には、その特例によることは現行と同様だと思われます。

(注 13) 要綱仮案に基づき改正された場合に何がこの特例になるかわかりませんが、現行であれば、例えば借地借家法 3 条、22 条などがこれに当たると考えられています。

部屋を借りたりする場合に敷金が必要となることがあります。要綱仮案では、この敷金の返還に関する条文を置くことにしています。判例などの考え方を条文化するものと言えます。

通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化（いわゆる通常損耗）については、原則として賃貸借終了後の原状回復義務<sup>(注 14)</sup>に含まれないとする判例の考え方を、要綱仮案では条文に取り込むことにしています。

(注 14) 賃貸借終了後の原状回復義務は、例えば、賃貸借が終了して借りた物を返



還する際に通常の用法では生じないような損傷があれば、損害賠償などをしなければならぬという形になるのではないのでしょうか。

## (9) 請負（要綱仮案 56～57 ページ）

現行の民法では、請負において仕事の目的物が建物その他の土地の工作物（例えば、家、塀橋など）の場合、瑕疵（≒欠陥）があり、契約の目的を達成できなくとも、注文者は契約を解除できないとする条文があります。しかし要綱仮案では、この条文を削除し、一定の条件を満たせば解除できるとすることにしていきます<sup>(注15)</sup>。

(注 15) 現行の民法 635 条の本文で、請負において仕事の目的物に瑕疵（≒欠陥）があり、契約の目的を達成できないときには解除ができるとされています。その上で、現行の民法 635 条のただし書きで、そのようなときにも建物その他の土地の工作物の場合には解除ができないとされています。要綱仮案では、現行の民法 635 条の本文もただし書きも削除し、解除については解除一般の規定（要綱仮案 13～14 ページ参照）によるとされています。

請負において仕事の目的物に瑕疵（≒欠陥）がある場合、別の言い方をすれば、仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合に、注文者が修補請求（修理などを請求すること）、解除などを行える期間について、現行の民法には特別の規定（民法 637 条など参照）があり、目的物の引渡しを必要とする場合には原則として「引き渡した時」から 1 年以内とされています<sup>(注16)</sup>。要綱仮案では、この期間の起算点を変更し、「注文者がその不適合の事実を知った時」から 1 年以内としています。しかも、要綱仮案では、この期間内に注文者から請負人に対してその不適合の事実が通知されれば、注文者が修補請求、解除などを行える期間内に権利行使したと明記することにしていきます<sup>(注17)</sup>。

(注 16) 現行の民法には、建物その他の土地の工作物については更に特例が存在します（民法 638 条参照）。なお、要綱仮案ではこの特例を削除することにしていきます。

(注 17) この点について現行の民法では明確な規定がありません。「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（平成 25 年 7 月 4 日補訂）」（法務省のウェブサイト、<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900184.html> 参照。以下、補足説明）の 483 ページを見ますと、「判例は、売主の瑕疵担保責任について、買主は、権利を保存するため、売主の担保責任の存続期間内に、『売主に対し具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の根拠を示す』必要がある（最判平成 4 年 10 月 20 日民集 46 巻 7 号 1129 頁）としており、民法第 637 条の注文者の権利行使についても同様の態様での権利行使が必要であると解することになると考えられる」とされてい

ます。

これらの変更は、請負人の責任が重くなると評価することができると思います。

#### (10) 委任（要綱仮案 57～58 ページ）

要綱仮案では、委任に関して、受任者の自己執行義務につき条文に置くとしています<sup>(注18)</sup>。具体的には、受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者（受任者から更に委任を受ける者）を選任することができないとしています。

（注 18）注 17 で取り上げた補足説明の 487～488 ページを見ますと、現行の民法の下では、代理に関する現行の民法 104 条を類推適用して、受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができないとする学説が有力であるようです。

## 4. 今後のスケジュール

報道によれば、2015 年（平成 27 年）の通常国会への法案提出を目指しています<sup>(注19)</sup>。

（注 19）なお、2013 年（平成 25 年）7 月 16 日の法制審議会民法（債権関係）部会第 74 回会議（法務省のウェブサイト、[http://www.moj.go.jp/shingil/shingi\\_04900188.html](http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_04900188.html) 参照）において、2015 年（平成 27 年）2 月頃に法制審議会の答申を行えるようにすることを目指していると明らかにしていました。

このために、要綱仮案を基に更なる検討が進められることとなります。その際、保留とされた約款に関する部分についても検討が行われることとされています。